(趣旨)

第1条 この要領は、広報すえ有料広告掲載取扱要綱(平成20年須恵町要綱第2号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、まちづくり課長が指定する位置とする。

(全改(平27要領第1号))

(広告の枠数及び掲載規格等)

- 第3条 広告の枠数及び掲載規格は、次のとおりとする。
 - (1) 広告の枠数 10枠
 - (2) 広告の掲載規格 1 枠当たり縦 5 cm 横 8.5 cm
 - (3) 広告の色 2色刷り(改正(平24要領第1号))

(広告の掲載料)

- 第4条 広告の掲載料は、次のとおりとする。
 - (1) 1枠につき1号当たり1万円(消費税等込み)

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月1日要領第2号)

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日要領第1号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 13 日要領第 4 号)

この要領は、平成21年11月13日から施行する。

附 則(平成24年3月6日要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日要領第 1 号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。